

広島県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、江田島市選挙管理委員会から報告があった。

令和六年四月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
認定こども園きりくし	江田島市江田島町切串三丁目 34番35号	令和6年4月1日